

職場における新型コロナウイルス感染症発生の対応マニュアル

従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の流れについて示したものです。
実際の対応は、帰国者・接触者相談センターや管轄保健所に連絡し指示に従って下さい。

1 感染の疑いがある方の発生 (連絡先は3ページ目を参照)

- ・従業員に感染の疑いの症状がある場合は、自宅待機 (事業所での症状は早退) とする。
- ・帰国者・接触者相談センター (さいたま市、川越市、越谷市、川口市に住まいの方は市の設置する保健所等) に連絡する。

<感染の疑いがある症状>

- ・息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱等の強い症状などがある場合。
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
- ・上記以外で発熱や咳等比較的軽い風邪の症状が続く。(4日以上続く場合は必ず相談)



2 感染者の発生・保健所調査への協力

- ・感染が判明した場合は、従業員に周知し、感染予防を徹底する。
- ・発症日の2日前から入院・自宅等での療養開始までの感染者の行動に基づき、濃厚接触者等のリストアップを行う。
- ・保健所が調査し濃厚接触者を決定するため、勤務状況、職場の見取り図や席次表、直近の会議や昼食の同席者など、感染者の接触に関する情報を提出し協力する。

<濃厚接触者とは>

(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断) 感染者の発症2日前から入院・自宅等での療養開始までの期間に、長時間の接触や、手で触れることのできる距離 (目安1m) で必要な感染予防策なく15分以上の接触があった方など。



3 濃厚接触者の自宅待機

- ・濃厚接触者と見込まれる方については、速やかに自宅待機とする (参考: 家族と同居等の場合は、厚労省HP「家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合…」をご覧ください。)
- ・必要に応じPCR検査や、感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから保健所の指示に従う。
- ・濃厚接触者に発熱又は呼吸器症状 (軽症含む) があった場合等、適宜、報告を求める。





4 事業所の消毒

- ・保健所の指示により、事業所の消毒を行う。なお、保健所は消毒場所や消毒剤等をアドバイスはするが、消毒の実施は各企業で実施。（参考：専門業者に依頼する場合は、各都道府県のペストコントロール協会へ問い合わせ下さい。（埼玉：電話 048-854-2890））
- ・緊急を要する場合には、感染者が勤務した場所のうち頻繁に手指が触れる箇所を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70～95%）または次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）で拭き取り等を行う。

〈一般的な消毒箇所とは〉

感染者等の事務室のパソコン、電話、FAX、コピー機などの電子機器、椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁及び**車両**など感染者等が接触したと考えられる箇所、共有スペースは、食堂や会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座等の感染者等が接触した考えられる箇所。



5 業務再開

- ・消毒後の事業所使用について、保健所に相談しながら準備してください。
- ・（※1）感染者、濃厚接触者については、保健所の指示を受け、体調を確認しながら復帰させてください。なお、（※2）感染者に陰性証明等を求めてはいけません。

（※1）職場復帰目安の参考：日本渡航医学会・日本産業衛生学会対策ガイドより・・・但し状況により異なるため、保健所などに相談したほうが良い

（参考）	職場復帰の目安	賃金・休業手当
感染者	発症から最低10日、かつ服薬を終え症状もなくなってから72時間	原則支払い義務なし（健康保険の傷病手当金あり）
濃厚接触者	陰性でも感染者に接触してから14日間	賃金は在宅勤務なら発生、休業手当も原則支払い義務

（※2）PCR検査の実施能力には限りがあり、その精度自体にも課題があると指摘され、厚労省も医療機関に陰性証明等の発行行為は控えてほしいとしている。

6 その他

- ・保健所から各事業者に対して、情報を公表するように指示することはありません。
- ・事業者の独自判断で公表する場合は、感染拡大を防ぐ社会的責任と個人情報保護・人権上の配慮・風評被害リスクのバランスを十分考慮し、慎重に判断いただくとともに、保健所にもご一報をお願いします。（参考：公表判断等は、個人情報保護委員会 HP の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱い」をご覧ください。）

新型コロナウイルスに関連した相談窓口

1. 受診などに関する一般的な相談

「埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」【0570-783-770】

受付時間：24時間（土日・祝日も実施）

2. 疑いの症状がある場合の相談（※受付時間以外は上記サポートセンターへ）

「帰国者・接触者相談センター」（さいたま市、川越市、越谷市、川口市以外に住まいの方）

【048-762-8026】受付時間：9時20分～16時40分（月～土まで〈祝日除く〉）

※さいたま市に住まいの方→各区役所の保健センターへ（下記HP参照）

(<https://www.city.saitama.jp/002/001/008/004/004/p069410.html>)

※川越市に住まいの方→川越保健所【049-227-5107】8:30～17:15（月～金〈祝日除く〉）

※越谷市に住まいの方→越谷保健所【048-940-5153】8:30～17:15（月～金〈祝日除く〉）

※川口市に住まいの方→川口保健所【048-423-6832】8:30～17:15（月～金〈祝日除く〉）

労災補償について

- ・労働者が仕事が原因で、新型コロナウイルスに感染したものと認められる場合には、労働保険給付の対象となる。
- ・感染経路不明の場合の認定プロセスは、相対的に感染リスクが高い業務か、労基署の調査で私生活での感染可能性が低いか、地方労災医員の専門的意見などのようです。
- ・医療従事者はもとより、飲食店店員、小売店販売員やタクシー乗務員等、多様な職種の労働者の労災認定が行われているようです。
- ・療養にかかる費用の自己負担はゼロ。休業中は休業補償給付として賃金日額の60%、休業特別支給金として同20%の計80%が支払われる予定。
- ・その他、厚労省HP「新型コロナウイルスに感染した場合の労災補償Q&A」参照。

関東運輸局への報告

- ・関東運輸局より「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底」（令和2年1月31日付）周知の通知がありました。（埼ト協HPトピックスR2.1.31掲載）
つきましては、従業員が、新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに運輸局に対し報告するよう要請されておりますので、**別紙様式**にてご協力くださいますようお願いいたします。（別紙様式は4ページ）

埼玉県下の会員事業様で、従業員の新型コロナウイルス感染が確認された場合は、最寄りの保健所・医療機関にご連絡後、下記までご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

関東運輸局

自動車技術安全部保安・環境課 **TEL : 045-211-7256** (時間外) TEL : 080-3369-7054

※ご連絡後、以下のような内容について、書類やメール等で報告を求められる場合がございます。報告について、現在、指定様式等はありませんが、下記を参考までにご活用ください。

(状況に応じ、下記の内容についての報告も必要となる場合がございます。)

※報告内容

年 月 日

事業者名	
営業所名	
内容	配置車両数 _____ 両 在籍従業員数 _____ 名 (内訳 運転者 _____ 名 内勤者 _____ 名 倉庫作業員 _____ 名など)
担当者名	
連絡先(電話)	
1.トラック乗務員	
年齢・性別	_____ 歳 男・女
住所(市町村)	
2.トラック乗務員の乗務状況、症状の経緯等	
月 日	最終乗務
※発熱のため早退、以降勤務せず 等	
月 日	発熱
月 日	医療機関受診
月 日	PCR検査実施
月 日	陽性と判明
3.その他	
営業所の閉鎖	無・有 (月 日まで、保健所の指示・自主閉鎖)
他の従業員	(○名自宅待機。健康に異常なし、等)
備考	